

人生の仕舞い方



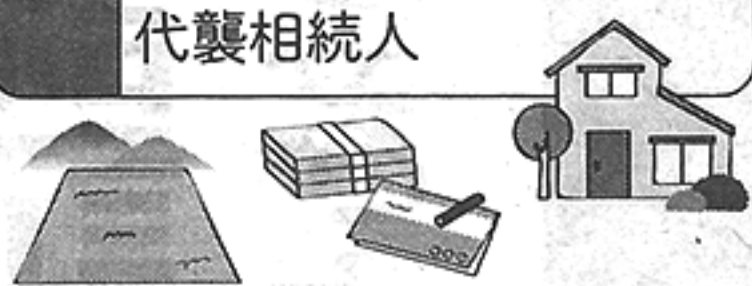
よりこ 武藤頼胡の

今週は相続の続きで「法定相続人」について紹介します。相続が発生したとき、最も優先されるものが遺言です。話し合っ
て、まとまらない場合に、民法で「この人たちにこのくらいずつ分ける」ことが示されます。それが法定相続人と法定相続分です。
配偶者は必ず、法定相続人になります。次いで優先順位の高い人が、法定相続人になりま

伯母に相続権ある？

配偶者以下の法定相続人の優先順位と関係性(血族)

1位	子どもおよび代襲相続人
2位	両親など直系尊属
3位	兄弟姉妹および代襲相続人



子がいる以上は無し

す。

代襲相続とは、相続が起きた時点で例えば子が先に亡くなった

ている場合、そのさらに子、要は孫が、代襲相続の権利者となります(孫の後はひ孫、その後は、やしゃごととなります)。直

系尊属とは父母、祖父母など自分の世代より前の直通する親族のことです。

私の場合、両親は亡くなっていて兄がいます。離婚していません(孫の後はひ孫、その後は、やしゃごととなります)。直

となり、兄は関係ありません。優先順位が1位の人がいいたら、後の順位の人はいたとしても、法定相続人にはなれないので、優先順位が1位の人がいな

先日、60代の婦人から質問が

ありました。「兄弟が2人いま

す。父は亡くなり、母と母の姉(伯母)は健在です。母が亡く

なった場合、伯母は法定相続人となりますか」とのことでした。母の相続人には、優先順位が1位の子がいます。伯母は3

位ですが、1位の人がいる以上は法定相続人にはなれません。

何度も言いますが、話し合いの時点では分け方は自由です。伯母に財産をあげることが皆が承認すれば可能です。相続の基礎を知ることが、自分の残したい形の実現の一步です。(終活カウンセラー協会代表理事)

(次回は18日付)